特集

鳥取市国民保護計画

武力攻撃やテロなどに備えて

武力攻撃や大規模なテロなどの緊急事態が発生し、これらの事態から国民の生命、身体、財産を保護することは、国や地方公共団体の使命です。
そのため、国および地方公共団体、そのほかの機関などが相互に協力して、的確かつ迅速な措置を実施する責務を明確にする必要があります。

計画の作成

平成16年9月、国民保護法の施行により、都道府県・市町村・指定公共機関のそれぞれの役割と計画策定スケジュールが示されました。
これを受け、平成17年度に作成された「鳥取県国民保護計画」に基づき、本市は、市民のみなさんの意見を踏まえながら「鳥取市国民保護協議会」で検討を重ね「鳥取市国民保護計画」を作成しました。

目的

この「鳥取市国民保護計画」は、市内に在住するすべての人を対象とした、国民保護のための実施体制や、避難、救援などに関すること、平素からの訓練、備蓄、啓発活動など、方針や要領を定めて、市民を保護し、被害を最小限にとどめることを目的にしています。

避難

我が国に対する武力攻撃が迫った場合、国は、国民に警報を発令します。また、避難の必要がある場合は、避難措置の実施を県知事に指示し、それを受けた知事は、市長を経由して住民へ避難の指示をします。市長は、消防団に出動を指示するとともに消防局、警察署長などに要請して避難誘導をします。

国 基本指針

- 警報の発令
  - 武力攻撃事態などの現状と予測
  - 武力攻撃が迫り、または発生した地域
  - 住民への周知事項
- 避難措置の指示
  - 住民の避難が必要な地域
  - 住民の避難先となる地域
  - 住民の避難に関して各関係機関が行う措置の概要

県国民保護計画

- 警報の通知
- 避難の指示：避難の方法・経路などを指示します。

市国民保護計画

- 警報が発令されました。〇〇地域のみなさんは△△へ避難してください。（防災行政無線など）
- 避難実施要領：消防、警察、自衛隊などによる避難誘導

住民

問い合わせ先
市役所本庁舎危機管理課
☎(0857)20-3118
※この計画の内容は、鳥取市ホームページ(27ページ)に掲載しています。

東部消防局による
テロを想定した災害訓練

構成

この計画は、国や地方公共団体などの重要な役割として「避難」「救援」「武力攻撃にともなう被害の最小化」の〝三本柱〟を中心に作成しています。

基本方針をはじめ、平素の準備・有事への対応・生活再建など８段階に国民保護措置を区分するとともに、それぞれの実施や活動における要領、対策本部設置などの活動体制などにより構成しています。

国民保護計画の構成

第１章　国民保護に関する基本方針等
- 情報提供・関係機関の連携・個人情報保護・施設等の安全確保などについて

第２章　状　況
- 対象とする事態・実施体制・地域特性など計画の前提となる状況説明

第３章　構　想
- 基本的な方針と被害の最小化・生活の安定措置などの実施要領

第４章　各機関の処理すべき事務又は業務の大綱
- 本市や県・警察・自衛隊のほか、運輸・通信・医療などの各機関が実施すべき業務

第５章　活動要領
- 国民保護の各業務について、基本的事項および各段階の共通事項

第６章　国民保護対策本部等、通信
- 対策本部の設置、組織およびその通信

第７章　そ の 他
- 住民・自主防災組織・事業所などの協力、普及啓発、訓練、文化財の保護　など

実施要領

■段階区分　避難、避難生活など、住民の行動に基づく時系列的な段階区分による国民保護措置の実施要領をまとめています。

①平　　素	武力攻撃事態等が認定されるまでの間の国民保護措置の準備
②緊急避難	突然に武力攻撃災害が発生して避難が指示されるなど、時間的余裕がない場合の避難措置
③避難準備	武力攻撃（予測）事態が認定され、避難措置の指示が県に伝達されるまでの間の、国民保護措置
④避　　難	避難措置の指示が県に伝達され、要避難地域の住民が、避難先への移動を完了するまでの措置
⑤避難生活	避難完了から避難の指示が解除されるまでの、住民が避難している間の措置
⑥復　　帰	応急復旧に目途がつき、避難先から要避難地域への避難住民の復帰が完了する間の措置
⑦避難受入	他市町村からの避難住民の受入協議があったときから、避難が解除され、受入避難住民が復帰を完了するまでの措置
⑧生活再建	避難先からの復帰が完了した段階からの措置

活動要領

１補給支援　２運送　３衛生　４施設　５財政措置等
６備蓄、救援物資　７人事運用　８関係機関との連携
９情報の提供と相談窓口

国民保護の三本の柱

武力攻撃にともなう被害の最小化

国は、地方公共団体と協力して、武力攻撃にともなう被害をできるだけ小さくするために必要な措置を行います。

国・県・市が協力して対処

生活関連施設（発電所、ダム、鉄道施設など）の安全の確保、警備の強化、立入制限などを行います。

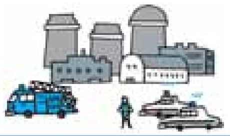

危険物、毒物、劇物、高圧ガスなどの取扱所での製造などの禁止・制限などを行います。

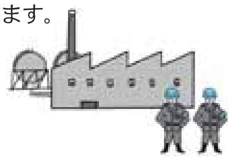

警戒区域の設定を行います。区域内への立入制限および禁止、退去命令を行います。

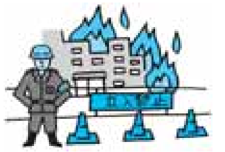

消火、救急および救助の活動を行います。

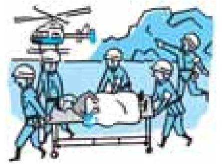

救　援

国は、避難した後の住民の生活を救助するため、避難先を管轄する県知事に、救援に関する措置を行うよう指示をします。

なお、県知事は、国からの指示を待つ時間がない場合は、指示なくして救援を行うことができます。

国（対策本部）
↓ 救援の指示
避難先の知事（市町村長） ← 協力 ← 日本赤十字社など
↓ 救援の実施

収容施設の設置、食料、飲料水、生活必需品の提供・医療の提供など